【総則】

第1条 名称

本会は日本小児心臓 MR 研究会(略称 JSPCMR, 英文名 Japanese Society of Pediatric Cardiac Magnetic Resonance) と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は, 埼玉医科大学総合医療センター(所在地: 埼玉県川越市鴨田1981) 総合周産期母子医療センター小児循環器部門内に置く。

第3条目的

本会は、小児成育医学領域における心血管 MRI に関する研究と臨床応用の発展と会員相互の交流を目的とする。

第4条 事業

目的を達成するため、学術集会の開催、およびその他の必要と認められる事業を行う。

第5条 設立日

本会の設立日を、平成28年7月6日とする。

【会員】

第5条 会員構成

本会は以下の会員によって構成される。

- 1) 正会員: 本会の目的に賛同する医師・研究者・放射線技師・医学生・その他医療関係者
- 2) 賛助会員:本会の目的に賛同し、その事業を支援する個人もしくは団体(投資家・企業など)
- 3) 名誉会員:満65歳を越えた正会員・顧問で、理事会により本会への功績が認められた者
- 4) 顧問:本会の目的を達成するために助言や指導を依頼する個人で,理事会による推挙を受け,代表理事により委嘱された者

第6条 入会

本会へ正会員・賛助会員として入会を希望する者は別途定める様式に従って必要事項を明記し、年会費とともに本 会事務局に申し込む。

第7条 会費

学術集会参加費をもって会費とする。名誉会員・顧問は年会費を終身免除される。

第8条 休会

留学など特別の事情がある場合は、別途定める様式に従い事前に届け出ることにより、休会と認められる。休会中は 会費を納入することなく、本会の会員としての資格を継続させることができる。

第9条 退会

退会を希望する者は、別途定める様式に従って退会届を本会事務局に提出する。また、2年以上の年会費滞納や死亡の場合は退会とみなすこととする。

第10条 名誉職

- 1) 名誉会員:満 65 歳を越えた正会員・顧問のなかから理事 2 名以上を推薦人とし推挙されたのちに、理事会により本会への功績が認められ承認された者を名誉会員とする。名誉会員は終身年会費を免除され、会員総会・理事会に出席して意見を述べることができる。
- 2) 顧問:本会の目的を達成するため,理事 2 名以上を推薦人とし推挙されたのちに,理事会からの承認を受けて代

表理事により助言や指導を委嘱された個人を顧問とする。顧問は年会費を免除され、会員総会・理事会に出席して意見を述べることができる。

第11条 役員

- 1) 役員の構成:本会の役員は代表理事・副代表理事・監事・理事・顧問により構成される。
- 2) 役員の選出方法:本会の役員は以下に示す方法によって選出される。

代表理事:学術集会の際に開催される定時理事会までに,理事のなかから別記定められた方法により選挙が行われ,これにより1名が選出され任を得る。

副代表理事:代表理事により理事のなかから1名が指名され、学術集会の際に開催される定時理事会において承認をうけ任を得る。

監事:代表理事により理事のなかから 1 名が指名され、学術集会の際に開催される定時理事会において承認をうけ任を得る。

理事:理事2名以上を推薦人として正会員のなかから推挙され、学術集会の際に開催される定時理事会において 承認をうけ任を得る。なお、人数については会員数の推移に応じて決め、地域に偏りが生じない人数分布とするよ う考慮する。

顧問:学術集会の際に開催される理事会において,理事2名以上を推薦人として正会員以外から推挙され,学術集会の際に開催される定時理事会において承認をうけ,代表理事が委嘱することにより任を得る。なお,人数については会員数の推移に応じて決める。

3) 役員の職務:本会の役員は以下に示す職務を果たす。

代表理事:本会を代表して、本会の目的にかなう全ての事業の遂行を統括する。この職務を果たすべく、副代表理事・監事の選出、理事会の開催を行う。さらに、必要に応じ委員会の設置を行うことができる。

副代表理事:代表理事の補佐を行う。なお、代表理事が業務を遂行できなくなった場合には、業務が可能となるまでの残りの任期の業務を副代表理事が代行する。

監事:本会の事業と会計の監査を行う。

理事:本会の目的にかなう事業を発案し、審議・決定・遂行する。また、各種委員会活動を行う。

顧問:本会の目的を達成するために助言や指導を行う。

- 4) 役員の任期:本会の役員の任期は 3 学術集会年度とする。すなわち、学術集会の際に開催される定時理事会に おいて任を得て、その 3 回後の学術集会の際に開催される定時理事会をもって任を終える。代表理事については 連続 2 期を限度とするが、その他の役員業務などについては再任・重任を妨げない。理事の任期更新にあたって は、引き続き研究会に貢献する意志があることを条件とする。
- 5) 役員の定年:本会の役員は満65歳を越えてその任期を全うした日をもって定年とする。

【会計】

第12条 会計

- 1) 本研究会の会計業務は、理事会が指名した担当者が行う。
- 2) 会計年度は、毎年の学術集会開催翌月1日から始まり、翌年の学術集会開催月末に終わる。これは学術集会会長の任期と同一である。
- 3) 収支決算は、会計年度毎に監事による監査をへて理事会の承認を得る。

【選挙】

第 13 条 選挙

- 1) 選挙管理委員:代表理事は任期満了となる学術集会の3か月前までに,2名の選挙管理委員を理事より指名する。 なお,選挙管理委員は次期代表理事候補より外れることとする。選出された選挙管理委員は選挙管理委員会を組 織する。
- 2) 投票時期と方法:代表理事の任期満了となる学術集会の 2 か月前までに、代表理事選挙のための投票用紙を全理事に送付する(郵送もしくはインターネットにて)。投票は無記名投票で、理事の中から 1 名に投票する。選挙管理委員会は投票用紙を学術集会の 1 か月前までに開票・集計し代表理事に報告する。
- 3) 次期代表理事の選出:代表理事は,選挙結果に基づいて最も得票数の多い理事を次期代表理事とし,その者の 了承を得る。最多得票者が代表理事就任を辞退した場合は,次点を次期代表理事とし,その者の了承を得る。代 表理事は,学術集会の際の定時理事会において次期代表理事を任命した後に,定時会員総会においてこれを報 告し承認を受ける。
- 4) 決選投票: 得票数上位 2 者の票数が同数であった場合には、学術集会までに決選投票を行い、次期代表理事を決定する。

【理事会】

第14条 理事会

- 1) 定時理事会: 定時理事会は全理事で構成され、学術集会の際に開催される。
- 2) 臨時理事会: 臨時理事会は必要に応じ代表理事により招集され、開催される。なお、会合方法は代表理事が指定する(直接会合の他、メールやインターネット上での会合なども許容される)。
- 3) やむを得ない事由のため会議に出席できない理事は、書面(メールなどを含む)をもって他の理事を代理人として 表決を委任することができる。
- 4) 必要成立人数:理事会は委任を含め全理事の3分の2以上の出席をもって成立する。前項の規定により委任した 理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 5) 議長:理事会の議長は代表理事が務める。
- 6) 権能:理事会は以下の権能を有する。なお、議決は出席者の過半数をもって成立する。
 - (1)新規理事・新規顧問・新規名誉会員の承認
 - (2)事業計画・予算計画の審議・決定・遂行
 - (3)代表理事に対する副代表理事・監査人事・委員会設置の提案と承認
 - (4)監査に対する疑義照会と事業や予算の修正
 - (5)会則の変更および追加の審議・決定
 - (6)会の解散および合併の審議・決定
 - (7)解散時の残余財産の帰属の審議・決定

7) 議事録

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、監事の監査を受ける。記載者は副代表理事ないしは副代表理事から指名されたものが担当する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記する)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

【委員会】

第15条 委員会

- 1) 設置:委員会は本会の目的にかなう事業の遂行を目的とし、必要に応じて代表理事が設置する。理事会は代表理事に対し提案と承認を行う。
- 2) 人事:委員会の人事は代表理事または代表理事によりその任を託された者により行われる。理事会は代表理事に対し提案と承認を行う。
- 3) 権能: 各委員会はそれぞれに託された事業のみを遂行する権能を有する。なお,各委員会は理事会において活動報告を行い,承認を得る。また,代表理事,副代表理事および理事会は委員会の活動に対して提案を行う。

【学術集会】

第16条 学術集会

- 1) 学術集会は、理事会が決定した学術集会会長が主催して毎年1回開催する。
- 2) 筆頭演者は正会員に限る。
- 3) 学術集会会長

会長は、代表理事・副代表理事らと密接な連絡調整のもとに、担当する学術集会に必要な事業を全般的に行う。 会長の任期は 1 年とし、主催する学術集会前年の学術集会開催翌月1日から始まり、翌年の学術集会開催月末 に終わる。

会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事がその職務を代行する。

4) 学術集会参加費

参加費は学術集会会長が定めることとするが、下記を目安とする。

正会員は医師 5000円, 医師以外 2000円, 賛助会員は個人 5000円, 団体 20000円とする。

海外・国内招待講演者は、会長が参加費を減免することができる。

海外からの学術集会参加者は、会長が参加費を減免することができる。

5) 学術集会の会計

学術集会の会計は、学術集会会長がまとめて監事の監査を経て理事会に報告する。

【ホームページ】

第17条 ホームページ

研究会のホームページを設け, 事務局が指名した担当者が運営実務を行う。

以上、記載内容が事実と相違ないことをここに証明する。